

『上山で養生リトリート事業を担う隊員を募集します』

美作市企業(団体)研修型地域おこし協力隊募集要項 (受入れ団体:sen/sen せんせん)

1 募集の目的

sen/sen（せんせん）は、2020年1月22日に岡山県美作市に設立された団体です。同団体では、「消費社会の外側で、人と人、人と自然が心地よく関わり合える社会を目指し、調和が循環する仕組みづくりに取り組む」ことを理念に掲げ、美作市上山地区を拠点として地域の活性化に取り組んでいます。

主な事業は、藍染めを中心とした天然染色や手仕事による衣服づくり等の衣服製作・染色事業、「と或るコテージ」及びサウナ施設「サ室、newo。」等を活用した宿泊施設運営事業、放棄地・空き家の管理と活用、棚田再生活動への参画等の地域資源活用事業、そして新たに構築を進める養生リトリート事業です。地域住民や地域団体と連携しながら、美作市の自然、景観、静けさ、暮らしの知恵を生かした価値づくりに取り組んでいます。

このたび、養生リトリート事業の構築と継業人材育成プロジェクトを推進するため、新たな地域おこし協力隊員を募集します。募集する役割は、上山地区における養生リトリート事業の企画・運営・地域連携・広報等を担い、将来的には事業そのものを引き継ぐ意思を持って取り組む人材です。

団体ホームページ <https://armstsms.net>

【sen/sen の魅力】

- 美作市上山地区の豊かな自然、棚田、里山、静けさを生かした事業づくりに携われます。
- 紹介制での受入れ実績がある「と或るコテージ」やサウナ施設を基盤に、新規事業の立ち上げに挑戦できます。
- 地域住民、NPO 法人英田上山棚田団、一般社団法人と或る農園などとの関係性の中で、地域と共に育つ仕事ができます。
- 単なる観光や宿泊ではなく、心身の回復や自己回帰を支える“養生”を現代的に実践する事業に関われます。
- 3年間の活動を通じて、将来的な継業・定住・独立採算での事業運営を目指せます。

2 募集人数

1名

3 活動内容（養生リトリート事業）

sen/sen では、上山地区の自然環境、里山の景観、ゆったりとした時間の流れ、そして「空っぽで何にもしなくてもいい時間」を許容する地域の魅力を生かし、養生を中心としたリトリート事業の構築を進めています。協力隊員には、この新規事業の中心的な担い手として、地域資源を活用したプログラムの企画・運営、施設整備、地域連携、広報・集客等を担当していただきます。持続可能な事業を育てながら、市外からの交流人口・関係人口を増やし、将来的には美作市に根差した生業として定着させることを目指す業務です。

【活動の詳細】

- ・ 養生リトリートプログラムの企画・開発・運営
- ・ 瞑想、森林ウォーク、ヨガ、呼吸法、対話、労働体験、食事、サウナ等を組み合わせた体験設計
- ・ 既存受入れのサポートを通じた利用者ニーズの把握とプログラム改善
- ・ 「と或るコテージ」及び周辺環境の整備、動線づくり、受入れ環境の向上
- ・ 地域住民、NPO 法人英田上山棚田団、一般社団法人と或る農園等との連携による体験内容の充実
- ・ Web サイト・SNS 等を活用した情報発信、広報、集客、マーケティング
- ・ 予約管理、顧客対応、収支管理、事業計画策定等の事業運営業務
- ・ 3年後の継業を見据えた独立採算での事業運営ノウハウの習得

<1日の稼働スケジュール例>

※季節、受入れ状況、地域行事等により内容は変動します。下記は一例です。

- 08:30 施設確認・清掃・受入れ準備
- 09:30 地域内巡回、自然環境や棚田周辺の確認、関係者との打合せ
- 11:00 プログラム準備、資料作成、広報発信
- 12:00 休憩
- 13:00 参加者対応、森林ウォークや対話・体験プログラムの運営補助
- 16:00 予約管理、振り返り、改善検討、事業計画の整理
- 17:00 地域住民や関係団体との共有・翌日準備
- 18:00 活動終了

<1週間の活動例>

月曜日：受入れ準備、施設整備、週間計画の作成

火曜日：地域住民・関係団体との打合せ、体験内容の調整

水曜日：広報・SNS 発信、予約対応、資料作成

木曜日：プログラム実施または試行、振り返り

金曜日：収支整理、事業改善、次回受入れ準備

土日祝：受入れ対応や地域行事への参加がある場合は活動日となり、平日に振替対応

4 配置の形態

(1) 身分等

地域おこし協力隊(以下、隊員)と受入れ団体との円滑かつ柔軟な連携を推進するため、市と隊員個人との業務委託契約の締結により、隊員として委嘱されます。雇用契約ではありません。

(2) 委嘱期間

委嘱期間は、初年度は令和8年4月1日以降の委嘱開始日から令和9年3月31日までとします。ただし、委嘱の日から起算して3年を限度に延長できるものとし、活動状況や成果等を勘案し、年度ごとに協議の上、決定します。

※委嘱開始日は相談に応じます(開始日は月の初日から)。

※美作市地域おこし協力隊として、市から委嘱状が交付されます。

5 団体が求める人材

【必要な条件】

以下のいずれかの経験必須。

- 普通自動車運転免許を有する方（上山地区での活動に車が必須のため）
- 美作市への移住及び定住を前提に活動できる方
- 3年後の事業継業・事業承継に意欲を持って取り組める方

【歓迎する経験・スキル】

- ヨガ、瞑想、セラピー、森林体験等の実践または学習経験
- 宿泊施設、飲食、接客、観光、地域事業等の実務経験
- Web サイト運営、SNS 発信、写真撮影、デザイン等の広報経験
- 事業企画、イベント運営、コミュニティづくり等の経験
- 農的な暮らし、手仕事、地域活動への関心または経験

【求める人物像】

- 現代社会の在り方や自分自身の生き方に問いを持ち、地域での暮らしと仕事を通して学び続けられる方
- 他者や自然の声に耳を傾け、地域住民や利用者と丁寧な関係を築ける方
- 心身の健康や養生に関心があり、自らの整えを大切にできる方

- 田舎暮らしの不便さも含めて地域の暮らしを受け入れ、身体を動かすことを厭わない方
- 指示待ちではなく、誠実に試行錯誤しながら主体的に行動できる方
- 地域に託されること、また自分が受け取ったものを次へ託していくことに価値を感じられる方

【資格】

- 普通自動車運転免許(必須)

6 募集対象(条件)

次の(1)から(16)すべてに該当する方

- (1) 応募時点で大学又は専門学校等の教育機関に在学中の場合は、配置予定日までに卒業見込みであるなど、協力隊員としての配置及び活動に支障の無い方
- (2) 応募時点において(委嘱時点においても)3大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎、山村、離島、半島等の条件不利益地域に該当しない市町村)に在住の方で、委嘱決定後に生活の本拠を美作市の客観的居住の実態がある住居へ移し、住民票を美作市へ異動することができる方(地域要件についての詳細は、総務省の地域おこし協力隊員の要件に準じます。応募時点において(委嘱時点においても)美作市に定住、又は本拠がある方は対象となりません。なお、美作市は「3大都市圏外の全部条件不利地域」に該当します。)
- (3) 活動期間終了後も、美作市に定住し、又は就業・起業しようとする意欲を持っている方
- (4) 地域住民とのコミュニケーションが図れ、地域おこし活動に意欲のある方
- (5) 普通自動車運転免許を有する方
- (6) 一般的なパソコン等が使用でき、ワード・エクセル・SNS等を活用できる方
- (7) 受入れ団体の代表者や役員及び活動拠点の事業所を管理する者の3親等以内の親族でない方
- (8) 心身ともに健康で、市及び地域住民等と協力しながら業務に取り組むことができる方
※採用決定後、必要に応じて健康診断書等の提出を求めます。
- (9) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる方
- (10) 美作市の条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (11) 勤怠管理や物品の管理を適切に行うことができる方
- (12) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方
- (13) 美作市暴力団排除条例(平成23年美作市条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等でない方。
- (14) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していない方
- (15) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない方
- (16) 法令順守上の訴訟や問題を抱えていない方

7 活動条件

(1) 活動日数及び活動時間等

1 日 7 時間 30 分程度、1 月あたり 20 日間(150 時間程度を想定)の活動を基本とする。(活動内容や活動日、活動時間等については、受入れ団体の活動拠点で行う活動のほか、協力隊自身の希望により実施する活動に配慮し、隊員と受入れ団体の調整により変動します。)

(2) 活動場所 岡山県美作市上山地内

(主な活動拠点：「と或るコテージ」 美作市上山 859-3)

(3) 所属団体 sen/sen せんせん

(4) 休日については、土曜日、日曜日、祝日、年末年始とし、休日に活動した場合は振替(代休)することを原則とします。

(5) その他の活動条件は受入団体と協議して決定します。

8 待遇及び福利厚生

(1) 業務委託料 月額上限 266,600 円

※賞与、通勤手当等はありません。

※副業の取扱い

美作市が委託する業務に支障がない範囲内で、受入れ団体の合意のもと、副業を行うことも可能です。

(2) 加入保険等

隊員個人で国民年金、国民健康保険に加入するものとします(各保険料は全額自己負担)。傷害保険及び賠償責任保険には個人で加入し、保険料は予算の範囲で市が負担します(傷害保険及び賠償責任保険の加入は原則とします。予算の範囲で実費を市が負担します)。

(3) 住居

隊員用住居は確保済みです。所在地は美作市上山 949、月額家賃は 35,000 円です。住居借上げによる家賃は予算の範囲で市が負担します。※転居にかかる費用、生活備品、敷金・礼金、共益費、光熱水費、個人の生活に係るもの等は個人負担となります。

(4) 活動車両

活動車両の借上料、燃料代を予算の範囲で市が負担します。活動車両は、必要に応じて協力隊員個人で準備し、その車両にかかる経費の一部を市が負担します。

(5) 起業や事業承継に必要な経費

美作市地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱に基づき、一定期間の活動を修了した隊員の方を対象に、要綱に定める起業や事業承継を行う場合に、100 万円を上限として補助金を交付します。

(6) 活動費

協力隊員の活動に係る経費は、活動補助金として年額上限 200 万円の範囲内で協力隊員個人へ支給します。(上限額には、市が直接経費を負担するものを含みます。対象経費は

地域協力活動に必要な経費として市が認めたものに限ります。)。詳細は、国の財政支援額や市の予算措置、制度改正等により変更する場合があります。)

① 住居借上料

協力隊員の個人契約のものに限ります(上限額 35,000 円/月)

※転居にかかる費用、生活備品、敷金・礼金、共益費、光熱水費、個人の生活に係るもの等は個人負担

② 活動車両借上料

活動専用車両の借上料:上限額 20,000 円/月

※自家用車を利用する場合:走行距離 23 円/km

③ 活動用事務機器借上料

活動専用のパソコン、プリンターの借上に要する経費(月額 5,000 円)

④ 報償費等

外部アドバイザーの招へいに要する講師等謝金、調査・研究等に係る謝金等の経費

⑤ 活動旅費

出張等の交通費、通行料金、宿泊費等

⑥ 保険への加入経費

傷害保険、損害賠償保険等への加入費

⑦ 需用費

消耗品・作業道具・図書・材料費等、チラシ・ポスター・資料等の印刷製本費、コピー代、燃料費、修繕料等

⑧ 役務費

郵便料、通信運搬に係る経費、各種手数料等

⑨ 委託料

地域おこしに資する取組みに係る委託料、コーディネートを要する事業に係る委託費等

⑩ 使用料及び賃借料

会場使用料、各種機械器具等の使用料等

⑪ 原材料費

資材購入費等

⑫ 備品購入費

レンタルやリース等での対応を基本とします。

⑬ その他の経費

市との協議により活動の実施に必要と認められた経費

9 活動支援体制

(1)活動サポート

受入れ団体である sen/sen が、隊員の活動を全面的にサポートします。事業主による日常的な相談対応・助言に加え、月 1 回程度の定期ミーティングにより、活動の振り返り、課題整理、今後の計画調整を行います。また、既存の受入れ実績を生かし、実践を通じた OJT 形式で事業運営を学べる体制を整えます。

(2)生活サポート

受入れ団体である sen/sen が、住居の確保、地域住民とのつながりづくり、地域文化の共有、日常生活に関する相談対応等を行い、隊員が安心して美作市上山地区で暮らせるよう支援します。あわせて、上山地区の移住者コミュニティ、NPO 法人英田上山棚田団、一般社団法人と或る農園等とも連携し、地域内外の多面的な支援体制を整えます。

(3)任期後の定住・事業継続支援

本募集では、3年後に事業そのものを協力隊員へ託す「継業」を見据えています。任期終了後は、「と或るコテージ」や関連施設の運営、顧客やノウハウ、地域ネットワークの引き継ぎ等を通じて、地域に根差した事業継続を支援します。必要に応じて、住居継続や空き家情報の提供、事業主及び地域団体による相談支援も行います。

10 応募手続き等

(1)提出書類

- ア 美作市地域おこし協力隊応募申請書 1部
- イ エントリーシート 1部
- ウ 住民票の抄本の写し 1部
- エ 普通自動車運転免許証の写し 1部

(2)提出方法

提出書類を直接持参、または郵送ください。

(3)募集期間

令和8年4月1日(水)から令和8年8月31日(月)

なお、応募状況により、募集期限前に終了させていただく場合があります。

(4)募集申込み先(受入れ団体)

〒701-2614 岡山県美作市三保原 57

sen/sen 担当：蟻正 敏雅

TEL：080-3871-8019

FAX：無し

E-mail：armstsms@gmail.com

(5)地域おこし協力隊制度に関する問合せ先

〒707-8501 岡山県美作市美来1番地

美作市 政策推進部 総合政策課(担当 井上、青山)

TEL：0868-72-6696

FAX：0868-72-6367

E-mail：seisaku@city.mimasaka.lg.jp (半角)

※募集に関する問い合わせは、メール又は FAX でお願いします。

※質問に対する回答は、メール又は FAX で回答しますが、必要に応じて担当者より電話にて連絡することがあります。

11 選考方法

(1) 選考審査

選考方法は1次審査と最終審査とし順次行いますが、面接審査の詳細については、応募書類受付後、別途お知らせいたします。なお、選考審査に要する交通費等は個人負担となります。

(2) 選考プロセス

① 1次審査 (sen/sen)

受入れ団体において面接等を実施し、応募者の中から協力隊員候補者を1名選定します。1次審査の結果は、団体の審査結果を元に、美作市から通知します。

② 最終審査(美作市役所)

sen/sen 代表者、協力隊員候補者、美作市総合政策課の3者で面接を実施します。最終審査終了後、審査結果を、受入れ団体及び協力隊員候補者へ文書にて通知します。

(3) その他

ア 応募人数の多少に関わらず、採用基準を満たす応募者がいない場合は、採用しない場合もあります。

イ 選考の経過や結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

12 留意事項

ア 市と雇用契約を締結しないことから雇用保険には加入しません。

イ 活動に使用する自動車、携帯電話はご自身でご用意いただきます。

ウ 提出された応募書類は原則返却しません。

エ 活動費について、協力隊活動に必要な経費として市が認めたものについては、予算の範囲内で市が負担し協力隊員へ支給します。

オ 美作市が委託する業務に支障がない範囲内で、受入れ団体の合意のもと、副業を行うことも可能です。

カ 申請内容に虚偽の事項があった場合又は重大な違反があった場合、不適切な事由があると市が認めた場合には、委嘱を取り消す場合があります。

キ 本募集要項は、国の財政支援額や市の予算措置、制度改正等により内容が変更される場合があります。

13 関係例規等

- ・美作市地域おこし協力隊規則(令和6年美作市規則第14号)
- ・美作市地域おこし協力隊に関する取扱要綱(令和6年美作市告示第53号)
- ・美作市地域おこし協力隊活動補助金交付要綱(令和6年美作市告示第45号)
- ・美作市地域おこし協力隊起業・事業承継支援補助金交付要綱(平成31年3月26日告示第28号)

14 その他

本募集は、上山地区の自然、暮らし、地域との関係性の中で、自らも整いながら、他者が「自分に立ち帰る場」を育てていく仕事です。短期的な成果のみを求めるものではなく、地域に根を下ろし、関係を結び、将来的な継業と定住につなげていく意思を持つ方との出会いを期待しています。